

議第47号

高島市水と緑のふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年5月30日

高島市長 福井正明

---

高島市水と緑のふるさとづくり寄附条例の一部を改正する条例

高島市水と緑のふるさとづくり寄附条例（平成18年高島市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業

第4条第3項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。